

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 発表日 | 令和2年11月10日 |
| 発信課 | 都市計画課 |
| 担当者 | 石川 貴康 |
| 連絡先 | 電話 0166-25-9851 |
| | FAX 0166-27-3466 |
| | E-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|------------------------------|--|
| 分類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日程 | |
| 発表項目 (行事名) | 旭川市公共交通乗務員慰労金を給付します |
| 概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。) | <p>新型コロナウイルス感染症が拡大し、自らが感染するリスクがある環境において、感染拡大の防止に努め、相当程度心身に負担をかけながら、市民の移動を支えるために路線バス又はタクシーの運転操作に係る乗務を行った乗務員を慰労するため、「旭川市公共交通乗務員慰労金」を給付します。</p> <p>○給付対象者 次の要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 旭川市内に本店及び営業所を置く路線バス、法人及び個人タクシー（福祉輸送限定を含む。）事業者において、令和2年3月1日から同年3同年5月31日までの間に不特定多数の旅客と接する状況下で運転操作に係る勤務を行った日数が10日間以上ある者 第二種運転免許を受けている者 本慰労金と同様の目的の慰労金の給付を受けていない者 暴力団等と関係がない者 <p>※既に退職されている方も要件を満たす場合は対象となります。</p> <p>○支援額 給付対象者1名につき2万円</p> <p>○申請方法 申請書に必要書類を添えて都市計画課支援金担当宛てに郵送 ※現在事業者に勤めている方は、事業者を通して代理申請が可能です。</p> <p>○申請期間 令和2年11月10日（火）～令和3年2月19日（金）必着</p> |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ご案内 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道（取材）に当たってのお願い | |
| 備考 | |

旭川市公共交通乗務員慰労金のご案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大している局面において、自らが感染するリスクがある環境下、感染拡大の防止に努めながら運転操作に係る乗務を行い、相当程度心身に負担を掛けながら市民や市外からの来訪者の移動を支えた路線バス及びタクシー乗務員の皆さんの慰労を行うものです。

2 支援対象者

以下の(1)～(4)のすべてに該当する方

- (1) 旭川市内に本店（個人事業主においては住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、法人及び個人タクシー並びに福祉限定タクシー事業者において、令和2年3月1日から同年5月31日までの間に不特定多数の旅客と接する状況下で運転操作に係る乗務を行った日数が10日間以上ある方
- (2) 第二種運転免許を受けている方
- (3) 国、都道府県及び市町村から、すでに同様の目的の慰労金を受給していない方
- (4) 暴力団等に関与がない方

3 支援金の額 対象者1人につき2万円

4 申請手続

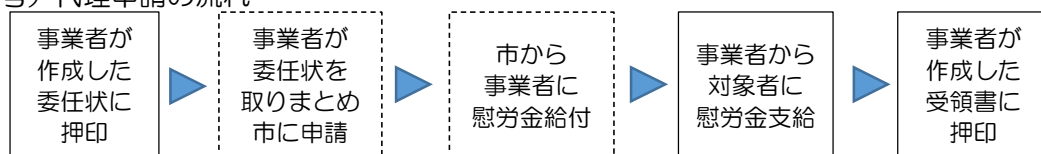
(1) 申請方法について

現在2(1)に掲げる事業者にお勤めの場合、旭川市に対して直接慰労金の交付を申請する以外に、お勤め先の事業者が給付対象者を代理して市に申請を行い、市から受け取った慰労金を給付対象者に支払う「代理申請」の手続を取ることが可能です。

円滑な慰労金の支給のため、2(1)に掲げる事業者にお勤めの場合は、事業者を通じた代理申請による給付に御協力いただきますようお願いいたします。

代理申請の手続については、お勤め先の事業者からの案内をお待ちください。

(参考) 代理申請の流れ



個人事業者（個人タクシー等）や既に2(1)に掲げる事業者を退職された方については、次ページの申請方法を参照してください。

(2)申請に必要な書類

| | |
|--|--|
| ①個人事業主 (個人タクシー等) の場合 | ・様式第1号(個人事業主用) 旭川市公共交通乗務員慰労金申請書 ・対象期間(令和2年3月1日から同年5月31日まで)に乗務 を行った日数が10日間以上であることを証する書類の写し (日報,月報等) |
| ②2(1)の事業者 を退職している場 合,または 2(1)の事業者に 勤務しているが代 理申請によりがた い場合 | ・様式第1号(事業者勤務用) 旭川市公共交通乗務員慰労金申請書 ※申請書に会社による乗務証明を受けてください (記載例参照) |
| ③複数の2(1)の 事業者に勤務し,そ れぞれの勤務日数 を合算して2(1) の要件を満たす場 合 | ・様式第1号(複数事業者勤務用) 旭川市公共交通乗務員慰労金申請書 ※申請書にそれぞれの会社による乗務証明を受けてください (記載例参照) |
| ①~③共通の添付書類 | |
| ・申請者の第二種運転免許証の写し ・慰労金の振込先口座の通帳等の写し(申請者名義) | |

(3)申請受付期間

令和2年11月10日(火)~令和3年2月19日(金)【必着】

※給付決定日からおおむね2週間程度で振り込まれます。

(4)申請方法

感染症拡大防止のため,郵送とします。未着を防ぐため,配達履歴が確認できる方法(簡易書留等)をおすすめします。

<宛先>〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当 宛

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。

5 その他

本意労金は非課税であると税務署から見解をいただいております(所得税法第9条第1項第17号)。

【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851 (平日 午前8時45分~午後5時15分)

FAX 0166-27-3466